

令和3年5月20日
関東信越厚生局

元保険医療機関への対応について

令和3年5月19日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において「保険医療機関の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

元保険医療機関の指定の取消相当

- | | | | |
|------------|---|--------------|------------------------|
| (1) 名 | 称 | ユリ・デンタルクリニック | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 埼玉県川口市川口1丁目1番地1号3階306号 |
| (3) 開 | 設 | 者 | 医療法人社団 善歯会 理事長 谷口 善成 |
| (4) 指定の取消相 | 当 | 年月日 | 令和3年5月21日 |

※ 当該保険医療機関は、平成30年7月31日付けで廃止となっていることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

【行政処分等に至った経緯】

当該歯科医院に対して個別指導を実施したところ、訪問診療の実施時間が画一的である等の疑義について明確な回答が得られなかったことから個別指導を中断した。

事実確認のため、施設調査を実施したところ、訪問診療を行っている3施設に入所している患者について、不正請求の疑義が生じたことから、個別指導を中止し、平成30年3月1日から令和2年8月27日まで計10日間の監査を実施した。

結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分等の主な理由】

当該元保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (2) 実際には訪問歯科衛生指導を行っていない時刻に訪問歯科衛生指導を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (3) 実際には歯科医師が実地指導を行ったにもかかわらず、訪問歯科衛生指導料を不

正に請求していた。(その他の請求)

(4) 実際には歯科医師が歯科訪問診療の補助を行ったにもかかわらず、歯科訪問診療補助加算を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	56件
不正請求額	385,207円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。